二　使用しようとする土地及び明渡裁決の申立てに係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県沖縄市字山内唐道原	六〇番一	山林
沖縄県沖縄市字山内唐道原	六〇番二	山林
沖縄県沖縄市字山内仲原	一四〇五番一	雑種地
沖縄県沖縄市字森根角石西原	一九一番	畑
沖縄県沖縄市字白川白川原	三八二番一	墓地
沖縄県沖縄市字大工廻大工廻原	三二番	宅地
沖縄県沖縄市字大工廻大工廻原	三四番	畑
沖縄県沖縄市字大工廻大川原	四二四番	田
沖縄県沖縄市字大工廻儀根原	二五九番	畑
沖縄県沖縄市字大工廻儀根原	二六二番	畑
沖縄県沖縄市字大工廻儀根原	二六八番	畑
沖縄県沖縄市字森根伊森原	二七二番	宅地
沖縄県沖縄市字森根石根原	三五九番	山林
沖縄県沖縄市字森根石根原	三六一番二	畑
沖縄県沖縄市字森根石根原	三六二番	宅地
沖縄県沖縄市字森根石根原	三八五番	山林
沖縄県中頭郡嘉手納町字野里村内原	八二番	宅地
沖縄県中頭郡嘉手納町字野里南上原	八二九番	畑
沖縄県中頭郡嘉手納町字野里南上原	九五五番	山林
沖縄県中頭郡嘉手納町字野里南上原	九五六番	畑
沖縄県中頭郡嘉手納町字野里前原	一二八九番	畑
沖縄県中頭郡嘉手納町字野里新間原	一四四〇番	畑
沖縄県中頭郡北谷町字上勢頭平安山中勢頭原	五一番	畑

三　縦覧場所
沖縄県沖縄市仲宗根町三五番一四号　一般社団法人　沖縄市軍用地等地主会
沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納二九〇番地九　沖縄防衛局
沖縄県中頭郡北谷町字桑江一二九番地四　一般社団法人　沖縄県軍用地等地主会連合会

四　縦覧期間
平成二十九年三月七日から同月二十一日まで

五　土地所有者及び関係人等の意見提出
土地収用法第四十三条及び土地収用法第四十七条の四第二項の規定により、土地所有者及び関係人は右縦覧期間内に、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでは、沖縄県収用委員会（郵便番号九〇〇―八五七〇　沖縄県那覇市泉崎一丁目二番二号）に意見書を提出することができる。

平成二十九年三月七日　防衛大臣　稲田　朋美

登録小型船舶教習所の登録に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十五の規定により次の小型船舶教習所を登録したので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第一号の規定により、公示する。

平成二十九年三月七日

東北運輸局長　尾関　良夫

(一)　登録年月日　平成二十九年一月十七日
(二)　登録番号　東小教第十九号
(三)　登録小型船舶教習実施機関の名称
特定非営利活動法人スペース・アンド・タイム・クリエーション
(四)　住所　山形県寒河江市大字米沢字冨沢五六六番地の一
(五)　代表者の氏名　高橋　英二
(六)　登録小型船舶教習事務を行う事務所の名称及び所在地
ジェイエルエス登録小型船舶教習所　山形県寒河江市大字島字島南三九八―七
(七)　登録小型船舶教習所の種類及び区分
特殊小型船舶操縦士第一種教習所

登録小型船舶教習所の登録事項の変更及び登録小型船舶教習事務の一部廃止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する第十七条の五及び同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の七の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更及び登録小型船舶教習事務の一部を廃止する旨の届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号及び三号の規定により、公示する。

平成二十九年三月七日　東北運輸局長　尾関　良夫

登録小型船舶教習実施機関の名称　岩手県立久慈東高等学校
一　登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更
代表者の変更
（変更前）高橋　徹秀
（変更後）船越　芳則
二　登録小型船舶教習事務の一部を廃止する事項
(一)　登録小型船舶教習所の種類
特殊小型船舶操縦士第一種教習所
（総合学科小型船舶操縦士教習課程）
(二)　廃止年月日　平成二十八年八月十八日

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の二十八において準用する同法第十七条の五の規定に基づき次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があったので、同法第二十三条の二十八において準用する第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

平成二十九年三月七日　関東運輸局長　持永　秀毅

高川　英夫
(一)　登録小型船舶教習実施機関の氏名又は名称
（変更前）高川　英夫
（変更後）船舶免許サウスランド合同会社
(二)　登録小型船舶教習実施機関の住所
（変更前）東京都江戸川区東葛西六丁目十七番地六ノ四〇五号エームマンション
（変更後）東京都江戸川区東葛西五丁目一番地十四号
(三)　登録小型船舶教習事務実施を行う事務所の名称及び所在地
（変更前）サウスランドマリンクラブ小型船舶教習所
東京都江戸川区東葛西六丁目十七番地六ノ四〇五号エームマンション
（変更後）船舶免許サウスランド合同会社
東京都江戸川区東葛西五丁目一番地十四号